

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等への国民健康保険税・介護保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等については、申請により、国民健康保険税、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

【対象】同感染症の影響で収入が減少した等の事情により、各税・料の納付が困難であると認められる世帯または被保険者

【減免対象となる税・料】平成31年度および令和2年度分、令和3年度分、令和4年度分、令和5年度分までの納期限分の全部または一部

※令和3年4月以降の納期限は対象外です。

【申請期限】3月31日(水)

「女性の悩みごと相談」をご利用ください

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出を控えるよう呼びかけられるなど、私たちの日常生活も大きく様変わりしました。

このような状況の中、家庭内での女性の負担がさらに重くなり、夫婦や家族内外のトラブルが増えています。社会で大きな変化が起こった時、しわ寄せはとりわけ立場の弱い人及びやすく、ストレスは身近で親密な関係者にぶつけられがちです。以前と違って、急の外出を控えるよう呼びかけられるなど、私たちの日常生活も大きく様変わりしました。

このような状況の中、家庭内での女性の負担がさらに重くなり、夫婦や家族内外のトラブルが増えています。社会で大きな変化が起こった時、しわ寄せはとりわけ立場の弱い人及びやすく、ストレスは身近で親密な関係者にぶつけられがちです。以前と違って、急の外出を控えるよう呼びかけられるなど、私たちの日常生活も大きく様変わりしました。

ブラック・ジャック&ピノ像の建造を延期します

広報1月7日号4面などに掲載しました「ブラック・ジャック&ピノ像」の建造について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令などをを受け、感染拡大防止のため3月上旬(予定)に延期いたします。

併せて、2月10日(水)

【必着】
期限までに申請がない場合平成31年度および令和2年度の減免は受けられませんのでご注意ください。それぞれの制度や申請方法の詳細については、各担当までお問い合わせください。

詳しくは国民健康保険税に
ついてが保険年金課国民健康
保険係 ☎470・7733、
介護保険料に
ついてが介護福祉課 ☎470・7777(内線4910・4911)へ。



心の中でどうしたらよいかわからない、1人であれこれ悩んでも解決が難しい、と感じているのなら、こんなことでもあなたにとっては大事なテーマです。そんな時は、一人で抱え込まず、「女性の悩みごと相談」を活用してください。プライバシーを守りながらじっくりお話を伺います。

「このように悩んでいませんか?」パートナーのこと、子どもや親戚のこと、職場や仕事の問題、友人関係、近所づきあい、自分自身の体験や消えない思い、恋愛や性の違和感、健康や暮らしのこと。詳しくは電話(472・0061)、または直接男女平等推進センター(市役所2階平日午前9時~午後5時)へ(日程などの詳細は、広報紙の毎月15日号~1月は7日号)でお知らせいたします。

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年3月版)(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市では、国の策定した総合戦略を踏まえ、人口減少克服と地方創生を併せて行い、将来にわたって活力ある東久留米市を実現するための「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年3月版)(素案)」を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】2月1日(月)~22日(月)に、市政情報コーナー(市役所1階)、を記入の上、〒203-1855、市役所企画調整課(同4階)、生涯学習センター、滝山・ひばりと東部の各図書館、また来にわたって活力ある東久留米市を実現するための「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年3月版)(素案)」を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

ひとり親世帯への臨時特別給付金 申請期限は2月26日(金)までです

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経済的な影響を受けやすい児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方に対し、臨時特別給付金の支給を行っています。

【対象】基本給付2次の①②③のいずれかに該当する方

①2年6月分の児童扶養手当を受給している方と同じ水準と

【支給額】基本給付11世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【再支給分の基本給付】11世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】11世帯5万円

【支給手続き】基本給付の①に該当する方は、再支給分の基本給付は申請不要です。基本給付の②・③に該当する方は、おおよび追加給付に該当する方は2月26日(金)までに申請してください。

2月は児童手当・児童育成手当・ひとり親家庭住宅手当の定例払月です

2年10月~3年1月分の手当を指定預金口座へ振り込みます。

【振込予定日】児童手当 2月10日(水) 児童育成手当 2月12日(金) ひとり親家庭住宅手当 2月16日(火)

※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【注意】児童手当・特別給付現況届「児童育成手当」

55、市役所企画調整課宛て郵送、ファクス(470・7804)または電子メール(kikakuchosei@city.higashimurayama.jp)へ提出してください。

【受付期間】2月3日(水)~15日(月)の午前8時半~午後5時(正午~午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く)

【受付場所】子育て支援課(市役所2階)

【受け入れ予定数】1次入所利用調整後の欠員分と返所者の補充分になります。受け入れ予定数と1次申請の申請状況は、2月3日(水)から市ホームページおよび同課で公開されます。

民法改正による成年年齢引下げ後の成人式について

20歳になる新成人を励ます式典として「成人の日」(成人式)を成人の日に実施しています。

民法改正により4年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き上げられます。市では、民法改正後に成人となる市内の中学生3年生を対象にした「成人式に関するアンケート」の結果や、近隣市の検討状況、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府庁連絡会議による「成人式の時期や在り方等に関する報告書」の内容も踏まえ、4年度以降も現行と同様に、20歳を対象に式典を実施していくことといたしました。

【調査対象】市内市立中学校に通う中学生3年生803人

【実施期間】2年9月17日~10月4日

【調査方法】各市立中学校を通じてウェブアンケートを配信

【回答数】69人

【アンケート結果】
①「質問1」何歳で成人式を行いたいですか
▼18歳で行いたい 3人(4.3%)
▼20歳で行いたい 66人(95.7%)

【質問2】「18歳で行いたい」と答えた方に伺います。なぜ18歳で成人式を行いたいですか(複数回答可)

認可保育施設への入所を希望する方へ 4月入所(2次申し込み)の受け付け

【受付期間】2月3日(水)~15日(月)の午前8時半~午後5時(正午~午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く)

【受付場所】子育て支援課(市役所2階)

【受け入れ予定数】1次入所利用調整後の欠員分と返所者の補充分になります。受け入れ予定数と1次申請の申請状況は、2月3日(水)から市ホームページおよび同課で公開されます。

スマホで納付

1月4日から導入しているスマホ決済では、納付をされる皆さまの手持ちのスマートフォンに、サービス提供会社のアプリケーションをダウンロードし、カメラ機能で納付書のバーコードを読み取ることで納付が完了します。

【利用できる税など】市民税・都民税(普通徴収、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)、後期高齢者医療保険料、介護保険料のバーコード付納付書)

【利用できるスマホアプリ】PayPay、楽天銀行、LINE Pay、PayPay、銀行Pay(ゆうちょPayなど)、auPAY

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

【質問3】「20歳で行いたい」と答えた方に伺います。なぜ20歳で成人式を行いたいですか(複数回答可)

▼18歳だと受験や就職時期と重なり忙しいから 40人

▼20歳で成人式を行うのが今までの習慣となっているから 13人

▼18歳で成人式を行うと、地元の人と再会する場としての意味合いが失われるから 7人

▼その他 6人(主な「その他」の意見「選挙権がもらえるだけだから大人の仲間入りじゃないから20歳からがいい。まだ18歳は学生気分がする」「18歳で成人式を行うとしてその年に20歳になった人の方々がやると大人の仲間入りを果たしたのに年下と一緒に祝いされてかわいそうだ」と思っています)

【希望施設の変更手続き】1次申請が内定保留となっている方が希望施設を変更したい場合は、前記の受付期間中に同課で受け付けます

【注意】郵送、ファクスでの申し込みはできません

詳しくは同課保育・幼稚園係 ☎470・7745へ。